

年発第0911003号
平成20年9月11日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」の一部改正について

「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について（平成三年十月十七日年発第五九四一号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の基金の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 一の各号列記以外の部分中「される厚生年金基金」の下に「（以下「分割設立基金」という。）」を、「資産の額」の下に「（以下「引渡資産額」という。）」を加え、次のただし書を加える。

ただし、基金の承継事業所償却積立金が零を上回る場合の引渡資産額は、後記（1）から（3）の「純資産額」を、「純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額」に読み替えて算出した額とすること。この場合において、分割設立基金の設立事業所となる分割日の前日における分割しようとする基金（以下「分割基金」という。）の設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額が零を上回る場合は、当該額を引渡資産額に加算すること。

また、給付区分を設けている場合の引渡資産額は、後記（1）から（3）の「純資産額」、「給付現価」、「数理債務」、「最低責任準備金」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」及び「最低積立基準額」を、「給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付現価」、「給付区分に係る数理債務」、「給付区分に係る最低責任準備金」、「給付区分に係る特別掛金収入現価」、「給付区分に係る特例掛金収入現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、（1）から（3）に定めるいずれかの方法を基準として、給付区分ごとに算出した額の合計額とすること。

さらに、給付区分を設け、かつ、基金の承継事業所償却積立金の額が零を上回る場合の引渡資産額は、承継事業所償却積立金の額が零を上回る給付区分については、後記（1）から（3）の「純資産額」、

「給付現価」、「数理債務」、「最低責任準備金」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」及び「最低積立基準額」を、「給付区分に係る純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額」、「給付区分に係る給付現価」、「給付区分に係る数理債務」、「給付区分に係る最低責任準備金」、「給付区分に係る特別掛金収入現価」、「給付区分に係る特例掛金収入現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、前記ただし書きにより算出した額、承継事業所償却積立金の額が零となる給付区分については、後記（１）から（３）の「純資産額」、「給付現価」、「数理債務」、「最低責任準備金」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」及び「最低積立基準額」を、「給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付現価」、「給付区分に係る数理債務」、「給付区分に係る最低責任準備金」、「給付区分に係る特別掛金収入現価」、「給付区分に係る特例掛金収入現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、（１）から（３）に定めるいずれかの方法のうち、承継事業所償却積立金が零を上回る給付区分において用いたものと同じ方法を基準として算出した額とし、給付区分毎に算出した額の合計額とすること。

２ 一の（１）から（３）を次のように改める。

（１） 継続基準による方法

分割日の前日における分割基金の純資産額（以下「分割時積立金の額」という。）を分割日の前日、直近の財政計算の基準日、その前の財政計算の基準日又は直前の財政検証の基準日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

ア 給付現価

イ 数理債務の額と最低責任準備金の合計額

ウ 数理債務の額と最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額

（２） 非継続基準による方法

分割時積立金の額を、分割日の前日、直近の財政計算の基準日若しくはその前の財政計算の基準日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額又は直前の財政検証の基準日における最低積立基準額に相当する額を基準として按分する方法

（３） 受給者及び受給待期脱退者に係る資産を先取りする方法

次に定める額の合計額とする方法（分割時積立金の額が次のアの算定に用いる前記（１）のアからウ又は（２）に掲げる額を下回る場合に限る。）

ア 前記（１）のアからウ又は（２）に掲げるいずれかの額のうち受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）に係る部分の額（分割時積立金の額が前記（１）のアからウ又は（２）に掲げるいずれかの額のうち受給者等に係る部分の額の合計額を下回る場合にあつては、当該分割時積立金の額を前記（１）の

アからウ又は（２）に掲げるいずれかの額のうち受給者等に係る部分の額に応じて按分して得た額）

イ 分割時積立金の額からアに掲げる額の合計額を控除して得た額につき、アの算定に用いる前記（１）のアからウ又は（２）に掲げる額のうち加入員（受給者等を除く。）に係る部分の額に応じて按分して得た額

3 二中「原則として」の下に「分割日の前日、直前の財政計算の基準日又は直前の財政検証の基準日における」を加え、二の次に次の三を加える。

三 その他

（１）権利義務移転に伴う資産の分割について

法第百四十四条の二（同条第一項の政令で定める場合を除く。）又は確定給付企業年金法第百十条の二（同条第一項の政令で定める場合を除く。）の規定に基づき、年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転する場合において移換する資産の額の算出について、一に規定される方法に準ずること。

（２）その他

基金は、法第百十五条に規定する規約において、法第百四十三条の規定に基づき基金を分割する場合の資産の分割又は法第百四十四条の二（同条第一項の政令で定める場合を除く。）若しくは確定給付企業年金法第百十条の二の規定に基づき移換する資産の額に関する事項を定めなければならない。

厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について（平成三年十月十七日年発第五九四一号）新旧対照表

新	旧
<p>一 年金経理に属する資産の分割について</p> <p><u>分割により設立される厚生年金基金（以下「分割設立基金」という。）に引き渡される年金経理に属する資産の額（以下「引渡資産額」という。）は、原則として、（１）から（３）に定めるいずれかの方法を基準として算出した額とすること。なお、用語の意義は「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）」に定めるところによること。</u></p> <p><u>ただし、基金の承継事業所償却積立金が零を上回る場合の引渡資産額は、後記（１）から（３）の「純資産額」を、「純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額」に読み替えて算出した額とすること。この場合において、分割設立基金の設立事業所となる分割日の前日における分割しようとする基金（以下「分割基金」という。）の設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額が零を上回る場合は、当該額を引渡資産額に加算すること。</u></p> <p><u>また、給付区分を設けている場合の引渡資産額は、後記（１）から（３）の「純資産額」、「給付現価」、「数理債務」、「最低責任準備金」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」及び「最低積立基準額」を、「給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付現価」、「給付区分に係る数理債務」、「給付区分に係る最低責任準備金」、「給付区分に係る特別掛金収入現価」、「給付区分に係る特例掛金収入現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、（１）から（３）に定めるいずれかの方法を基準と</u></p>	<p>一 年金経理に属する資産の分割について</p> <p>分割により設立される厚生年金基金に引き渡される年金経理に属する資産の額は、原則として、（１）から（３）に定めるいずれかの方法を基準として算出した額とすること。なお、用語の意義は「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）」に定めるところによること。</p>

新	旧
<p>して、給付区分ごとに算出した額の合計額とすること。</p> <p>さらに、給付区分を設け、かつ、基金の承継事業所償却積立金の額が零を上回る場合の引渡資産額は、承継事業所償却積立金の額が零を上回る給付区分については、後記（１）から（３）の「純資産額」、「給付現価」、「数理債務」、「最低責任準備金」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」及び「最低積立基準額」を、「給付区分に係る純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額」、「給付区分に係る給付現価」、「給付区分に係る数理債務」、「給付区分に係る最低責任準備金」、「給付区分に係る特別掛金収入現価」、「給付区分に係る特例掛金収入現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、前記ただし書きにより算出した額、承継事業所償却積立金の額が零となる給付区分については、後記（１）から（３）の「純資産額」、「給付現価」、「数理債務」、「最低責任準備金」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」及び「最低積立基準額」を、「給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付現価」、「給付区分に係る数理債務」、「給付区分に係る最低責任準備金」、「給付区分に係る特別掛金収入現価」、「給付区分に係る特例掛金収入現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、（１）から（３）に定めるいずれかの方法のうち、承継事業所償却積立金が零を上回る給付区分において用いたものと同じ方法を基準として算出した額とし、給付区分毎に算出した額の合計額とすること。</p> <p>（１） 継続基準による方法</p> <p>分割日の前日における分割基金の純資産額（以下「分割時積立金</p>	<p>（１） 継続基準による方法</p> <p>分割日の前日における分割しようとする基金（以下「分割基金」と</p>

新	旧
<p><u>の額」という。)を分割日の前日、直近の財政計算の基準日、その前の財政計算の基準日又は直前の財政検証の基準日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法</u></p> <p>ア <u>給付現価</u></p> <p>イ <u>数理債務の額と最低責任準備金の合計額</u></p> <p>ウ <u>数理債務の額と最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額</u></p> <p>(2) <u>非継続基準による方法</u></p> <p><u>分割時積立金の額を、分割日の前日、直近の財政計算の基準日若しくはその前の財政計算の基準日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額又は直前の財政検証の基準日における最低積立基準額に相当する額を基準として按分する方法</u></p> <p>(3) <u>受給者及び受給待期脱退者に係る資産を先取りする方法</u></p> <p><u>次に定める額の合計額とする方法(分割時積立金の額が次のアの算定に用いる前記(1)のアからウ又は(2)に掲げる額を下回る場合に限る。)</u></p> <p>ア <u>前記(1)のアからウ又は(2)に掲げるいずれかの額のうち受給者及び受給待期脱退者(以下「受給者等」という。)に係る部分の額(分割時積立金の額が前記(1)のアからウ又は(2)に掲げるいずれかの額のうち受給者等に係る部分の額の合計額を下回る場合にあっては、当該分割時積立金の額を前記(1)のアからウ又は(2)に掲げるいずれかの額のうち受給者等に係る部分の額に応じて按分して得た額)</u></p> <p>イ <u>分割時積立金の額からアに掲げる額の合計額を控除して得た</u></p>	<p><u>いう。)の純資産額を同日における数理債務から未償却過去勤務債務残高を控除した額を基準として按分する方法</u></p> <p>(2) <u>非継続基準による方法</u></p> <p><u>分割日の前日における分割基金の純資産額を同日における最低積立基準額に相当する額を基準として按分する方法</u></p> <p>(3) <u>受給者及び受給待期脱退者に係る資産を先取りする方法</u></p> <p><u>分割日の前日における分割基金の純資産額から同日における受給者及び受給待期脱退者の数理債務又は最低積立基準額に相当する額を先取りした後、残余を同日における加入員の数理債務から未償却過去勤務債務残高を控除した額又は加入員の最低積立基準額に相当する額を基準として按分する方法</u></p>

新	旧
<p><u>額につき、アの算定に用いる前記（１）のアからウ又は（２）に掲げる額のうち加入員（受給者等を除く。）に係る部分の額に応じて按分して得た額</u></p> <p>二 業務経理に属する資産の分割について</p> <p>業務経理の業務会計及び福祉施設会計に属する資産の分割にあたっては、原則として<u>分割日の前日、直前の財政計算の基準日又は直前の財政検証の基準日における加入員数、事務費掛金の割合等</u>に応じて、分割すること。</p> <p>なお、固定資産のうち土地及び建物等の分割については、所要機関において資産の評価を行い資産額を確定した上で行うこと。</p> <p>三 その他</p> <p><u>（１）権利義務移転に伴う資産の分割について</u></p> <p><u>法第百四十四条の二（同条第一項の政令で定める場合を除く。）又は確定給付企業年金法第百十条の二（同条第一項の政令で定める場合を除く。）の規定に基づき、年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転する場合において移換する資産の額の算出について、一に規定される方法に準ずること。</u></p> <p><u>（２）その他</u></p> <p><u>基金は、法第百十五条に規定する規約において、法第百四十三条の規定に基づき基金を分割する場合の資産の分割又は法第百四十四条の二（同条第一項の政令で定める場合を除く。）若しくは確定給付企業年金法第百十条の二の規定に基づき移換する資産の額に関する事項を定めなければならない。</u></p>	<p>二 業務経理に属する資産の分割について</p> <p>業務経理の業務会計及び福祉施設会計に属する資産の分割にあたっては、原則として加入員数、事務費掛金の割合等に応じて、分割すること。</p> <p>なお、固定資産のうち土地及び建物等の分割については、所要機関において資産の評価を行い資産額を確定した上で行うこと。</p>